

市民後見人の活躍について ～権利擁護センターこくぶんじの取り組み～

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
権利擁護センターこくぶんじ



『認知症になっても障害があっても
誰もが地域で安心して暮らし続けられる
支え合い助け合う地域をめざす』

福祉サービスの利用の仕方がよくわからない。

物忘れが多くなってお金のやりくりに自信がない。

成年後見制度ってどんな時に利用したらいいのかわからない。

将来に備えて相続や遺言のことを考えておきたい。

福祉サービスについて苦情が言いたい。

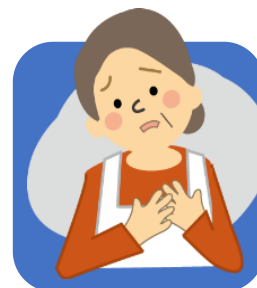


権利擁護センターの 主な事業



地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な方に、日常的な金銭管理サービス等を行います。



成年後見制度利用支援事業

判断能力が低下した方が、安心して地域生活を継続することができるように、制度利用に関する相談や候補者の調整等を行います。



専門相談及び苦情相談

弁護士による『ふくし法律相談』、司法書士・社会福祉士による『成年後見専門相談』などがあります。

市民後見人監督業務の実施について

- 平成30年度より市民養成講座を開催し、今年度は第4期。
- 都の養成講座(平成17年～25年度)を受講した方が、平成22年度に初めて受任。市民後見人監督を実施。

(登録・活動状況)

後見活動メンバー 31名

受任可能メンバー 13名

地域福祉権利擁護事業生活支援員登録者 15名

(受任実績)

累計13件(現在受任中5件)

地域福祉権利擁護事業からの移行 6件

※すべてのケースで社会福祉協議会が監督人に選任されている



現在:5件(累計13件)

(内訳)

性 別 :男性1名 女性4名

類 型 :保佐3件 後見2件

:認知高齢3件・知的1件・精神1件

※知的、精神の方も高齢

申立人 :本人3件 親族2件

居所(現在):在宅4件 施設(GH)1件

居所(現在):在宅2件 施設3件(他市1件)

地権からの移行:3件

市民後見人 受任案件ガイドライン

■対象者

- ・国分寺市に居住(在宅・入所は問わない)。
- ・障害区分や類型は問わない。

■身上保護

- ・良好な対人関係が構築できる
- ・親族・近隣等の紛争トラブルがない

■財産管理

- ・1,500万円以下
- ・財産トラブルがない、またはその恐れがない
- ・遺産分割等の課題がない、もしくは課題整理のみを専門職に委任できる
- ・推定相続人の存否が明らかである、もしくは明らかにする手段がある
- ・管理が複雑困難な財産を所有していない

市民後見人 受任案件ガイドライン

■環境面

・在宅生活者の場合、福祉サービスの導入が行われ、被後見人等を支える関係機関と見守る体制等、連携が図れていること

■その他

・地域福祉権利擁護事業の契約者であることが望ましいが、限定しない
・市民としての特性を活かした支え合いの身上保護業務が発揮できること

市の情報を把握していること、市民目線、身近な存在としてきめ細かなサポートができることが市民後見人の強み。



■監督

- ・監督人へ3か月ごとの活動報告
 - ・家庭裁判所への1年に1回の定期報告、報酬付与申立
- 監督人へ定期報告を行い、監督人が家庭裁判所へ提出する。
-
- ・監督人の同意が必要なことへの対応(類型により異なる)
例)預金口座の解約、不動産の売却、相続、
増改築・大規模修繕

■支援

- ・相談、助言
- ・専門職への相談の場の提供
- 定期報告時の専門職の同席や対応に悩んだとき等
- ・夜間休日の緊急用携帯の所持
- ・損害保険料の助成
- 東京福祉企画の「社会貢献型後見人に関わる損害保険」への加入を推奨しており、20,000円を上限に社協が保険料の助成を行う。
- ・貸金庫による書類等保管の協力
- ・サービス担当者会議等への同席
- ・市民後見人受任者懇談会の開催

高齢化社会に向かって自分もいつか行く道と心得、これまで学んだことを活かしつつ、市民後見人として誰もが安心して穏やかな生涯を送れるよう、微力ながらお手伝いが出来ればと思いました。

50歳を過ぎた頃から、定年後は地域と関わりを持ちたいと思っていました。

1対1の関りの大切さを感じます



現在の受任メンバーの皆さん

知らないで過ごしてきたことがたくさんあると分かりました。

おしゃべりの中から、要望や思いを聞き取り、ご家族や施設職員に伝えるのが地域に根差した市民後見人の役割だと私は思っています。被後見人さんと、ゆっくり話し合い合う時間は楽しい大切な時間です。